

仕 様 書

- 1 件 名 山陰終末処理場ほか消防設備修繕
- 2 実施場所 山陰終末処理場 下関市大字垢田字洞の上
山陽終末処理場 下関市乃木浜二丁目 2 1 9 2 番地
- 3 履行期限 令和 8 年 1 月 3 0 日
- 4 内 容 処理場の消防設備修繕一式
(1) 山陰終末処理場
ア 避難口小型片面誘導灯器具 (No.18、No.55、No.56) 3 台
(2) 山陽終末処理場
ア 自動火災報知機 (光電式分離型感知器) 1 組
イ 避難口中型片面誘導灯器具 (No.24、No.44) 2 台
ウ 避難口中型両面誘導灯器具 (No.56、No.58) 2 台
(3) 使用材料及び使用機材の搬入搬出は、本修繕に含む。
(4) 実施箇所については、別図 1 ～ 5 を参照すること。
(5) 現場調査をした上で、修繕を行うこと。
- 5 提出書類 (1) 写真 (施工前・施工中・完成) 1 部
(2) 完了届 1 部
ア 件名
イ 内容
ウ 実施場所
エ 契約金額
オ 完了年月日
なお、修繕料については、提出された完了届に基づく検査に合格した後、支払うものとする。
(3) その他発注者が指示するもの
- 6 注意事項 (1) 関係各種法令を厳守し、安全に作業を行うこと。
(2) 処理場の運転等に、支障を与えないこと。
(3) 天候の急変などの不測の事態が発生した場合には、作業中止を指示することがある。
(4) 作業に必要な軽微な電源 (AC 1 0 0 V)、上水については、処理場内のコンセント及び近隣の散水栓より支給するが、効率的に作業を行いその使用は最少限にすること。

- (5) 本修繕にて必要な工具機材は、すべて受注者の負担とする。
- (6) 現場工程は、発注者との打ち合わせにより決めること。
- (7) 修繕に当たり施設に損傷を与えた場合は、受注者の責任において、これを補修すること。
- (8) 撤去材については、受注者にて適正に処分すること。